



宮 崎 県 公 報

平成29年4月1日（土曜日）号外 第29号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁	訓 令	頁
○知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則……………	(行政経営課) 1	○宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令……………	(行政経営課) 1

規 則

知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第29号

知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務代理に関する規則（昭和30年宮崎県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 法第152条第1項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第1順位 副知事 稲用博美 第2順位 副知事 内田欽也	第2条 法第152条第1項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第1順位 副知事 郡司行敏 第2順位 副知事 鎌原宜文

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成29年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第6号

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程（平成25年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(担任意務) 第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 (1) 副知事稲用博美の担任意務 ア・イ [略] ウ 福祉保健部に関すること。 エ～ケ [略] コ・サ [略]	(担任意務) 第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 (1) 副知事郡司行敏の担任意務 ア・イ [略] ウ 農政水産部に関すること。 エ～ケ [略] コ <u>海区漁業調整委員会に関すること。</u> サ <u>内水面漁場管理委員会に関すること。</u> シ・ス [略]

本 庁
各 出 先 機 関

(2) 副知事内田欽也の担当事務

ア・イ [略]

ウ 農政水産部に関すること。

エ〜ク [略]

ケ 海区漁業調整委員会に関すること。

コ 内水面漁場管理委員会に関すること。

サ・シ [略]

(2) 副知事鎌原宜文の担当事務

ア 福祉保健部に関すること。

イ・ウ [略]

エ〜ク [略]

ケ・コ [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。